

第14回社会保障審議会児童部会放課後児童対策に関する専門委員会

○場所：オンライン会議

○出席者：

委員

安部 芳絵 工学院大学教育推進機構 准教授
池本 美香 株式会社日本総合研究所 上席主任研究員
植木 信一 新潟県立大学人間生活学部子ども学科 教授
小野 さとみ 特定非営利活動法人町田市学童保育クラブの会 金井学童保育クラブ
施設責任者兼放課後児童支援員
柏女 霊峰 淑徳大学 総合福祉学部 教授
金藤 ふゆ子 文教大学 人間科学部 教授
光真坊 浩史 一般社団法人全国児童発達支援協議会 理事
清水 将之 淑徳大学短期大学部 こども学科 准教授
鈴木 安由美 静岡県健康福祉部こども未来局こども未来課 課長
鈴木 克昌 調布市子ども生活部児童青少年課 課長
田中 弘樹 砥部町子育て支援課 課長
水野 かおり 一般財団法人児童健全育成推進財団 企画調査室参事
山田 和江 学童クラブ「清明っ子」代表兼放課後児童支援員
山野 則子 大阪公立大学現代社会システム科学研究科 教授

オブザーバー

内閣官房こども家庭庁設立準備室 山口正行内閣参事官
文部科学省総合教育政策局地域学習推進課地域学校協働活動推進室 郷家康徳室長
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課障害児・発達障害者支援室

事務局

里平子育て支援課長
佐藤子育て支援課健全育成推進室室長補佐
阿南児童健全育成専門官

○議題

- (1) 「児童館のあり方に関する検討ワーキンググループ」の検討結果報告
- (2) とりまとめ(案)について

(3) その他

○配付資料

資料 1 児童館のあり方に関する検討ワーキンググループ とりまとめ

資料 2 放課後児童対策に関する専門委員会 とりまとめ（素案）

参考資料 1 委員名簿

参考資料 2 令和4年度こども霞が関見学デー「オンラインこどもかいぎ」の概要

○佐藤補佐 それでは、定刻となりましたので、ただいまから、第14回「放課後児童対策に関する専門委員会」を開催いたします。

委員の皆様、お忙しい中、御出席ありがとうございます。

出席状況でございますが、本日は全員出席の御連絡をいただいているのですが、静岡県鈴木課長、山野委員が今のところ遅れて参加ということでお伺いしております。

また、本日は、オブザーバーにつきましては、内閣官房こども家庭庁設立準備室から山口参事官、文部科学省総合教育政策局地域学習推進課地域学校協働活動推進室から郷家室長、また、厚生労働省障害保健福祉部障害保健福祉課障害児・発達障害者支援室からも御出席いただいております。

また、本日はいつもどおりオンラインでの開催となっておりますけれども、こちらにつきましても御協力ありがとうございます。

各委員の皆様におかれましては、御発言いただく際には挙手をお願いいたします。指名の後、ミュートを解除の上、御発言いただければと思います。

それでは、頭撮りはここまでとさせていただきたいと思います。

今回の委員会は、傍聴希望者向けにユーチューブでライブ配信をしております。

また、本委員会では、これ以降の録音・録画につきましては禁止させていただきますので、傍聴されている方はくれぐれも御注意ください。

それでは、議事に移りたいと思います。委員長、よろしく申し上げます。

○柏女委員長 それでは、今日は年末の慌ただしい時期にお集まりいただきまして、本当にありがとうございます。遅れてみえる方もいらっしゃると思いますが、全員御出席ということでうれしく思っております。

今日は、いよいよ取りまとめ案についての議論という形になるかと思っております。議論は本当に佳境に入ってまいっておりますので、よろしくどうぞお願いいたします。

それでは、配付資料の確認をお願いできればと思います。

○佐藤補佐 本日配付しております資料について、確認させていただきます。

資料が2点ございます。

資料1といたしまして、社会保障審議会児童部会 放課後児童対策に関する専門委員会

児童館のあり方に関する検討ワーキンググループのとりまとめ。

資料2といたしましては、社会保障審議会児童部会 放課後児童対策に関する専門委員会の取りまとめの素案を出させていただいております。

このほか、参考資料といたしまして、委員名簿ともう一つ、先日行われました令和4年度こども霞が関見学デーの「オンラインこどもかいぎ」の概要をつけさせていただいております。

以上です。不足等がございましたら、お手数でございますが、メールで送付している資料を御参照いただければと思います。よろしくお願いいたします。

○柏女委員長 ありがとうございます。

それでは、今、児童館のあり方に関する検討ワーキンググループの取りまとめについてありましたけれども、ワーキンググループのほうでは一応このような形で取りまとめをさせていただいております。こちらのほうにも入っていらっしゃる安部委員と水野委員、お二人には御尽力をいただきまして、本当にありがとうございます。後ほど中身の説明にも関わっていただく形にしたいと思っております。

このワーキンググループの報告を、最終的には社会保障審議会児童部会の放課後児童対策に関する専門委員会の取りまとめの中に溶け込ませていただく形になるかと思っております。

今日皆様方からいただいた御意見については、取りまとめ本体を変えるということではなくて、さすがに大きいものがあればまた別途検討という形になりますけれども、そうでなければ、専門委員会としての取りまとめ案の中に入れ込ませていただくというような形にしたほうが、やはりワーキンググループで取りまとめいただいたものに対してこちらが勝手に変えてしまうというのはいかがなものかという思いもありますので、そのようにさせていただこうかなと思っております。

まず最初に、このワーキンググループの報告について事務局のほうから御報告をいただいて、安部委員、水野委員からも少し補足をしていただくような形を取って、そして、御意見を頂戴するということにしたいと思っております。

御意見は全体からいただきまして、さほど時間はかからないかなと予想しておりまして、10分ないし15分程度まで議論をして、そして、その次に本体の報告である取りまとめ素案のほうに入っていきたいと。こんな流れで進めたいと思っておりますが、それでよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、そのような形で、まずは事務局から御報告をお願いしたいと思います。

お願いいたします。

○里平課長 子育て支援課長の里平です。

資料1を御覧ください。

資料の最終ページにあります。児童館のあり方検討ワーキンググループにつきましては、5名の委員によって8月に開始し、先月までに全3回開催しました。

3回の議論を受けまして、最終取りまとめを座長より受領したところでございます。

内容につきましては、当ワーキンググループの委員でありました安部委員と水野委員より御報告をお願いしたいと思います。

○柏女委員長 では、両委員のほうから、少し分担があるのでしょうか。御報告をお願いできればと思います。よろしく願いいたします。

○水野委員 育成財団の水野と申します。よろしく願いいたします。

私のほうから先に少し御説明をさせていただき、途中、安部委員のほうから御説明をいただくという形を取らせていただきたいと思います。

皆さんのお手元にあります資料1に沿って簡単に御説明をさせていただきます。

全3回開催いたしました児童館のあり方に関する検討ワーキンググループの取りまとめについて御報告いたします。

どの回も、一般、メディア双方の傍聴者が150名ほどととても多く、教育新聞や福祉新聞には記事が掲載されました。3回という短い回数でしたが、関心の高さがうかがえた議論になりました。

では、全体の構成について私のほうから御説明いたします。

ページを1枚めくっていただきますと、目次がございます。目次を御覧ください。

「はじめに」、そして、「1. 児童館の現状と課題」、「2. 今後の児童館のあり方」、「(1) こどもの居場所としての児童館機能・役割の強化」、「(2) ソーシャルワークを含めた福祉課題への対応強化」、「(3) 大型児童館を中心とした、地域における児童館全体の機能強化」、「(4) 児童館の制度について」、そして、「おわりに」、関連資料となっております。

また、皆様のお手元の資料には、途中、囲みの青い字の記載がございます。こちらはワーキングの中での委員の意見です。この意見を基にまとめをさせていただいておりますので、委員の皆様におかれましては経過として御覧いただければと思います。

こちらの表紙の下にも記載がございますが、この専門委員会の報告用であって、ワーキングとして最終的に公開された取りまとめについては、この青い部分については削除させていただきます。

では、まず「はじめめに」を御説明いたします。

1つ目の○です。児童館の概要について、児童の権利に関する条約や児童福祉法の理念と照らし合わせて記載をしております。

2つ目の○では、児童館は遊びを通じた健全育成活動であり、唯一無二のものとして記載をしています。

3つ目の○は法令等について記載をしております。

4つ目は、近年の社会情勢に合わせた児童館の機能・役割の強化・見直しを掲げ、5つ目ではそれに向けた課題を記載しております。

最後の6つ目では、このワーキングの背景にもつながりますが、こども家庭庁における

「こどもの居場所づくり指針（仮称）」の策定に向けて、今後の児童館が果たすべき機能・役割等について議論をし、整理したことを記載しております。

実は、ワーキングの動きではありませんけれども、児童館の関係者が、今月の9日、小倉こども政策担当大臣との意見交換の機会をいただき、この取りまとめの案段階のものをお渡しし、簡単に御説明をさせていただきました。全国にいる児童厚生員をこども家庭庁の進める施策のサポーターとおっしゃっていただき、また、こどもの居場所づくりの推進に当たっては、モデル事業に児童館がぜひ手を挙げてアピールをしてほしいとうれしいとお言葉もいただきました。

では、資料に戻りたいと思います。

「1. 児童館の現状と課題」についてです。

1つ目の○から4つ目の○までは、児童館のこれまでの経過についてまとめております。箇所数、財政補助、法令等、ガイドラインについてです。

5つ目の○は、ガイドラインの効果、影響、そして課題について記載しております。

6つ目の○では、児童館の設置状況に関する調査から、偏在していること、それから、児童館の認知度について触れております。

次のページに移っていただきます。

1つ目の○ですが、児童館の特性から、利用型施設であり、かつ自由に利用できることとともに、利用につながりにくい背景ですとか、活動に濃淡があることを示しております。

3つ目の○ですが、放課後児童対策との関係性について、児童クラブ利用児童が増加している状況を記載しております。

続いて、4つ目の○では、新型コロナウイルス感染症の影響により臨時休館をした児童館が行った活動の様子、また、活動が完全に停止した施設の存在についても触れております。

最後に、現状と課題のまとめとして、課題はありつつも、児童館の有用性とともに、特に遊びを通じた健全育成を行うことで、こどもの福祉の増進を目指すということを目的に着目した文章となっております。

続きましては、安部委員のほうにお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

○安部委員 安部です。

「2. 今後の児童館のあり方」について御報告いたします。

6～7ページあたりを御覧ください。

現状と課題を踏まえると、児童館が地域におけるこどもの居場所として、その機能・役割を十分に発揮し、こどもや保護者に寄り添い、誰もが安全・安心して利用できる場所（サードプレイスやアジール）を目指すとともに、福祉的課題への対応に向けて、ソーシャルワーク機能も含めた機能強化を図ることが必要です。

この機能強化については、大型児童館を中心とした児童館同士のネットワークの構築や児童厚生員の育成、他団体との連携等が重要となってきますが、以下の3点からまとめて

みました。

まず1点目、こどもの居場所としての児童館機能・役割の強化です。

児童館は18歳未満の全てのこどもを対象とするユニバーサルサービスです。こどもが自らの意思で来館をすることができ、様々な遊びを通して安心して過ごすことができます。

また、児童館の機能・役割を考えていく上では、こども目線での見直しが必要となってきます。先ほどユニバーサルサービスだと申し上げたように、児童館には様々な背景のあるこどもたち、障害があるこどもや海外とつながりのあるこどもたちも集ってきます。つまり、児童館はインクルーシブな環境づくりに寄与することも考えられます。

7ページの上を見てください。

こどもの居場所の構成要素として重要視されるのは、こどもの意見が尊重されていることです。児童館ガイドラインで示されている「こどもが意見を述べる場の提供」は、こどもの権利条約における「参加する権利」であり、全国の児童館でこども参加の実践が行われているところです。

こども基本法11条では、国や地方公共団体にこどもの意見を政策に反映することを求めています。児童館がこれまでこども参加の実践で蓄積してきたファシリテーションスキル等は、このスキルを横展開することが期待されているのではないかと思います。

中高生世代のこどもたちが場所として実感できるような取組も必要です。例えば各自治体の児童館のうち1つ以上は、中高生世代に対応するセンター機能を有する児童館を設置することも考えられます。中高生世代がただ来館するのを待つだけでなく、アウトリーチをしていくことも重要と考えています。

民間団体によるこども食堂や学習支援等の居場所に対して、設備を提供したり、様々な人材養成などをサポートする。つまり、こどもの居場所づくりの拠点となることも期待されます。

このようなことを考えていくと、重要なのは慣例にとらわれない取組です。18歳までの多様なこどもたちとの切れ目のない関わりができるのが児童館ですが、児童館職員が従来の慣例にとらわれることなく、児童館ガイドラインに規定されている役割・機能をいま一度認識して、居場所づくりに取り組んでいくことが今後求められるのではないかと考えます。

次に、9ページ、10ページです。

ソーシャルワークを含めた福祉的課題への対応強化が2点目になります。

こちらに関して、拠点性、多機能性、地域性といった児童館の施設特性を発揮するためには、ソーシャルワーク機能の充実が求められます。

児童館に特に求められているソーシャルワーク機能は、コミュニティソーシャルワークです。とはいえ、このソーシャルワークの基盤は遊びです。児童厚生員さんがこどもたちと遊びながら、「何だかふだんと違うな」ということに気づいて、そこからこどもが直面している課題に向き合っていくことができたり、あるいはこども自身も遊びを通して自ら

の課題を乗り越えていくようなこともこれまで多々ありました。

ソーシャルワーク機能を実効的なものにするためには、福祉系専門職を配置したり、児童厚生員の資質向上が求められます。

一方で、人材の確保には課題があると思われることから、大型児童館と中核的な機能を有する児童館に福祉系の専門職を配置して、巡回して支援をするようなことも考えられます。

児童館は、こどもだけではなく、保護者であるとか、あるいは妊婦さんに対してのソーシャルワークもこれまで行ってきました。これに関しては、11ページの上ですけれども、改正児童福祉法で位置づけられる地域子育て相談機関として十分に機能できることが今後期待されます。

続きまして、13ページです。

3番目は、大型児童館を中心とした地域における児童館全体の機能強化です。

大型児童館は、民間の遊戯施設とは異なり、自治体の健全育成施策の一環です。遊びの専門性を有する児童厚生員の支援の下で、様々なダイナミックな体験ができるのが特徴で、いわば子どもの権利条約31条の具現化とも言えます。

この大型児童館なのですが、14ページ以降です。人材育成や県内外の児童館のネットワーク化、それから、こどもの城が有していた遊びのプログラムの普及啓発、大規模災害時のこども支援の拠点など、多様な役割が期待されています。

この多様な役割が期待されていることから、人材確保や人材育成が今後の課題として挙げられます。

また、大型児童館は活動の幅がかなり広いので、その意味では、次の児童館ガイドラインの改正までに大型児童館に関する議論が行われることも期待します。

最後に4点目、児童館の制度についてです。

今申し上げた(1)～(3)の3つの視点を総合的に展開していくためには、制度が整備されていくことが必要となります。

16ページを御覧ください。

例えば児童福祉法の40条では、児童館が「遊びを与える」と規定されていますが、実際の児童館の活動というのはこの「遊びを与える」こと以上のことをしていると思われます。そこで、現状に合わせた制度の見直しも将来的には必要なのではないかと考えます。

短期的には、児童館を規定する法、省令基準、設置運営要綱、局長通知、ガイドラインの整合性を図ることも重要で、この整合性を図ることによって、自治体に対して児童館をより積極的に活用することを促すことができるのではないかと考えます。

また、全ての児童館が果たすべき基本的機能・役割と発展的な機能・役割とを整理することも必要と考えました。例えば基本型、あるいは機能強化型のように類型で再編すること、それから、大型児童館の類型についても今後整理が期待されます。

最後に、こども家庭庁においてはこどもの居場所づくりを推進するとしています。今後

政府で検討されるこどもの居場所づくり指針と児童館ガイドラインとの整合性を検討する場面も必要と考えられます。特にこの検討に際しては、こども自身の声を聴いたり、保護者や地域の方の声も聞きながら検討していくことが必要なのではないかとというのがワーキングでの議論でした。

続いて、水野委員、お願いします。

○水野委員 最後の「おわりに」を御説明いたします。18ページを御覧ください。

「おわりに」では、これまでの議論のまとめとして、こども家庭庁で掲げるこどもまんなか社会やこどもの居場所づくりに児童館が寄与できることを示しております。

あわせて、そのほか論点として挙げられたものを今後の議論につなげていくことを期待するとして記載しております。

長くなりましたが、安部委員、私とともに、この児童館のワーキングのほうに参加させていただき、ありがとうございました。

以上で報告を終わらせていただきます。

○柏女委員長 ありがとうございました。簡潔に、かつポイントを突いて御報告をいただいて感謝申し上げます。

これまでの説明を受けまして、委員の皆様方から御質問や御意見がございましたら、画面上で挙手をいただくか、システムの挙手ボタンでお願いいたします。私から指名をさせていただきますので、その際にはミュートを外してください。もしこちらが挙手に気がつかないというような場合は、お声がけいただければと思います。

なお、発言される委員は名前を名乗っていただいて、御質問の場合はどちらの方に対する御質問であるかを告げていただいた上で発言をいただきますよう、お願いをいたしたいと思います。

では、どなたからでもどうぞ。お手をお挙げください。

池本委員、お願いいたします。

○池本委員 私のほうから、まずこの取りまとめ案の3ページにありました児童館の設置状況についてなのですが、非常に偏在というかたくさんある地域もあれば、ないところもあるということで、ここがこども基本法の「全てのこども」とか「誰一人取り残さず」という観点からすると、このように児童館が偏在しているというのは何とかならないのかなというのがまず一番の感想なのですが、その辺りはワーキングとかで何か方向性なり、あと、こども家庭庁で何か検討課題として上がってきたものがあればお伺いできればと思います。

○柏女委員長 では、お二人の委員のほうにお伺いできればと思いますが、水野委員と安部委員のほうで、この議論の中で、4ページの一番上に運営費の一般財源化による影響が大きいのではないかとということが書かれておりますけれども、それを克服するような方法として何か御提案とか御議論はございましたでしょうか。

水野委員、お願いします。

○水野委員 水野です。

この偏在につきましては、今、児童館の設置数は全国的には若干減少傾向にございます。これにつきまして、先ほど安部委員のほうからも少しお話がありましたけれども、法令や様々な条例、ガイドラインも含めてですが、その整合性が取れていないという部分も一点あるかと思われまます。設置していただいている自治体はもちろん増えてございます。まだまだ自治体によっては児童館としての認識に差があるのではないかなと感じております。その辺の議論は出ておりましたけれども、今後の設置等につきましては、そちらのほうまでの議論には至っていないかなと思います。

安部委員、お願いいたします。

○安部委員 安部です。

水野委員、ありがとうございました。

水野委員がおっしゃってくださったことに加えて、ちょうど児童館が整備改修の時期に来ているというのも指摘されておりました。整備改修でそのままなくなってしまうところもあれば、整備改修に際してこども参加で新しく児童館をつくるような取組も行われているということが調査によって分かってきていますので、その意味では、こういう事例もあるよというのをより広く伝えていくことで、こども基本法の11条との関連でこども参加での児童館づくりを展開できるのではないかなと考えます。

以上です。

○柏女委員長 そうすると、今後は特にこども参加の好事例の横展開みたいな事例集を作ったり、それらも必要かなということでしょうか。ありがとうございます。とても大事な御意見かなと思いましたが、本体の報告書の中には好事例の横展開みたいな話はないのですよね。なければ、それも入れていってもいいかなと思いました。

○安部委員 お願いします。

○柏女委員長 この辺、数に偏在があつて伸び悩むとき、建て替えのときの問題とか今出ておりましたけれども、事務局のほうで、あるいは厚労省として何か考えているようなことというのはあるのでしょうか。

○里平課長 現在、運営費、事業費等は一般財源化されているのですが、整備費はまだ残っております。ただ、整備費自体の費用負担の在り方だとか、今後増やしていただくとか、そういう面では、いろいろ検討していかなくてはいけないかなと。ただ、そのためには児童館の在り方をもっと今後どうするかだとか、何か大きな居場所の議論の中で位置づけが必要かなと思います。

○柏女委員長 分かりました。ありがとうございます。

そのほかにはいかがでしょうか。

池本委員、それでよろしいでしょうか。

○池本委員 あと、それと関連してなのですけれども、今回建て替えの時期に当たっているというのはすごくいいチャンスだなと思うのですけれども、その際に、海外の例などを

見ると、色彩だとか材質、空間づくり、あと、児童館はそもそも館というので屋内施設をイメージしてしまうのですけれども、別に屋内ではなくて屋外にテントを立てるとか、何か屋外に小屋を作ったり、公園と児童館の違いも曖昧になってきてしまうかもしれないのですけれども、児童館のデザインの在り方とか、そういうものは何かありますか。

今、学校のことを調べていると、学校施設は建築家の方がいろいろ斬新なものを計画されているのですが、もし児童館でこういう建築とか工夫の例があったらぜひ知りたいなと思ったので、その辺りも教えていただければ。

○柏女委員長 もし水野委員、安部委員で何かあれば。

では、事務局のほうから。

○里平課長 一点は、国の施策としてもですが、木材を利用してという面はございます。

それと、児童館だから屋内だとは限りませんが、公園とは違いますが、ちゃんと児童館には広場があったり、遊ぶ遊具があったり、例えば小屋があったりしても全然構わない、問題のないことなので、そういうことは推進していけると思います。

詳しくは専門官のほうから何かあればお願いしたいと思います。

○阿南専門官 事務局でございます。

御質問のデザイン等に関する調査研究というのは、国としては実際には行っておりませんが、建築分野の学識の先生方は過去から研究を進められている領域ですので、かなり論文等を出ていると思っております。また、課長が申しあげましたとおり、整備費等でそういったものを十分に勘案していただいた設計も増えているのではないかと思っております。

以上です。

○柏女委員長 ありがとうございます。

今の点はよろしいでしょうか。

個人的には、児童館というどうしても館のイメージが強いので、館はそれでとても大事なのですけれども、館ではなくてはいけないということはないので、そういう意味では、児童遊園と2つを合わせて児童厚生施設なので、そこを一緒にして、そして、屋外、つまり地域の中にそうした場ができていくというようなことで児童厚生員がもっと外に出ていくといった形で、児童遊園と児童館を一体化して政策的に再構成するというようなことが私は大事なのではないかなと思っていて、そのほうがもっともっと児童厚生員やソーシャルワーカーが外に出ていくことにつながるのではないかと思っているのので、そういうようなことが今後検討されればいいのかなんてことはちょっと思っております。

山野委員、手が挙がっておりますので、お願いいたします。

○山野委員 ありがとうございます。大阪公立大学の山野です。初め、遅れましたので申し訳ないです。

取りまとめいただいた先生方、ワーキンググループの皆さん、本当にありがとうございます。とてもきれいに丁寧にまとめられているなと思いました。

その上で確認というか質問なのですけれども、私はソーシャルワークを専門にしている

人間ですので、そういう意味で、ここで書かれているソーシャルワークを含めた福祉的課題の対応強化であるとか、先ほどの御説明でソーシャルワークの中でもコミュニティワークの技法なのだという話がありました。技法レベルの話なのか、それとも、もう一方でこども家庭庁を見据えてこども家庭福祉ソーシャルワークということも厚生労働省の中で議論されています。どんなふうに資格要件をどうしていくのかという話もあつたりしますので、現在で言うと、児童館は社会福祉士の資格の対象にはもちろんなっていないわけですので、この意味合いがどの程度なのか、初めに御説明があつたのだつたら申し訳ないですけども、お教えてください。ソーシャルワークの機能だったり、スキルだったりをどんどん取り入れていきたいと思いますという話なのか、ソーシャルワーク機能を持たせたいということなのか、ソーシャルワーカーを配置していきたいと思いますという話なのか、その辺りを教えていただけたらと思いました。お願いします。

○柏女委員長 では、それについては、安部委員か水野委員のほうで。

安部委員、お願いいたします。

○安部委員 安部です。

御質問ありがとうございました。

ワーキングの中では、今、山野委員がおっしゃったように、福祉系の専門職の配置、それから、研修等を通した既にいる児童厚生員の資質の向上、あるいは社会福祉士等の専門性がある児童厚生員の配置が実際の議論の中で挙がってきました。福祉系の専門職を配置しさえすればいいわけではなくて、児童厚生員が遊びをベースにこどもと向き合う中で、やはりソーシャルワーク的なアプローチが必要であろうと。そのときに福祉系の専門職が配置されていることも重要だということと、児童厚生員自身の資質の向上も同様に議論の中では出てきました。

以上です。

○山野委員 ありがとうございます。

これは今ここでということではないと思うのですが、将来像として、例えば社会福祉士のいわば実習先になっていく児童館がそういう形になっていくのかとか、今、ちょうど議論がなされていて、社会児童福祉士というかこども家庭福祉を担うソーシャルワーカーが全然足りていないので、保育士の資格に上乘せしていくみたいなこともいろいろな議論がある中で、この児童館の位置づけがどうなっていくのかと思いました。今、そうでなくてもこども家庭福祉の社会福祉士が足りないという話がずっと出ている中ですので、これは厚労省の皆さんにだと思っておりますけれども、どんなふうに整理していくのか。児童館を主語に考えたときは私も同じように思いますし、ただ、どの職種もみな一緒である必要は全くなくて、やはりコラボレーション、おっしゃられたように児童館は遊びを中心にして展開できる発見の目があつたり、居場所になるという機能が重要ですので、みんなが一緒になるというイメージではないことを押さえておいていただきたいと思っております。何かポイントをつけていかないと横並びになってしまうと、単に社会福祉士の一つの機関みた

いになってしまうこともあまりいいことではないようにも思います。その辺り、今のこどもも家庭ソーシャルワークの議論と併せて、厚労省の皆さんにお願いということになるかもしれませんが、交通整理とか、整理していく必要があるのではないかなと思いました。このまま取りまとめがオープンになっていくことで、また混乱が起きたり、議論が変にややこしくならなければいいなと思いました。

○柏女委員長 このこと自体はそのとおりだと思います。ありがとうございます。安部委員、お願いします。

○安部委員 山野委員、ありがとうございました。

今、山野委員がおっしゃったとおりで、児童館に相談やソーシャルワークの看板をつけかえるのではなくて、あくまで児童館は遊びを土台にしてこどもと関わっていく。そのときにぽろっとこどもの口からSOSや、「困っているんだよね」といったひとことが出てくる。あるいはこどもの普段と違う言動から児童厚生員がSOSをキャッチしているのですが、それを、今後より確実にキャッチできるようにするにはどうしたらいいだろうかというところでこのソーシャルワーク機能というのが出てきています。なので、あくまで遊びが中心であって、そこにソーシャルワーク機能を持たせるにはどうしたらいいかという視点で考えているところです。

人材の問題に関しては、ワーキングの中でも議論が出てきていまして、特に地方ではなかなか確保が難しいのではないかと。それに関しては、やはり大型児童館や中核となる大規模な児童館に福祉専門職を配置して、それを巡回してもらうような形はどうかなというのも話合いの中では出てきました。

以上です。

○山野委員 ありがとうございます。

○柏女委員長 ありがとうございます。

同じような話は保育所における保育ソーシャルワークの議論とも連動する話ですけども、今、児童厚生員も保育士の基礎資格を持つ人が中心になっていますが、保育士にはソーシャルワークは要らないということでその科目を削ってしまうようなことが行われているわけで、そうした逆の方向が政策的に進んでいるということも注視しながら、併せて考えていかなくてはいけないのかなと思いました。これはこども家庭庁に引き継ぐべき大きな課題だろうと思っております。ありがとうございます。

そのほかにはいかがでしょうか。

清水委員、お願いいたします。

○清水委員 清水です。

どうも発表ありがとうございます。

10ページの中に、児童館職員に求められるソーシャルワークの見解の基盤として遊びというものが位置づけられるということで、非常に心強いと私としては思っています。この議論の中で、遊びを「指導する」といういわゆる児童厚生員に対する呼称がありますが、

「指導する」ということについて何か御議論がなされたのか、あるいは今後見直したらいいのではないかという話が出たかお聞きできればと思っております。よろしく申し上げます。

○柏女委員長 いかがでしょうか。

水野委員、お願いします。

○水野委員 ありがとうございます。

今お話がありましたとおり、今、支援という形で児童厚生員はこどもたちに指導という立場では関わっていないという部分ではありますが、設置運営要綱とかには児童の遊びを指導する者と書かれております。その辺りも児童館のガイドラインとの整合性、先ほど申しましたけれども、その辺りがネックといたしますか、そういうふうになっているのかなと思っております。現場の職員につきましては、多分指導をするという形の意識でこどもたちと関わっているわけではなく、共に遊びながらソーシャルワークですとか、遊びを楽しみながら行っているというふうになっているかと思えます。

以上です。

○柏女委員長 この辺は法令との整合性というか、法令のほうを変えないといけないですよ。保育所保育指針も前は「指導」という言葉を使っていたけれども、今は全部「援助」で、幼稚園教育要領は「指導」で固執していますけれども、保育所保育指針は法令ですけれども、「指導」というのは一切使っていないので、そういう意味では、指し導くというのはやはり遊びの援助感とは全然違うわけで、指し導いていくというよりは、こどもが中心になって、こどもの主体性を横から後ろから支え、援助していく、支え、支援していく。それがやはり本来の姿だと思うので、それに名称も合わせたほうがいいかなと思えます。放課後児童指導員も、以前、放課後児童支援員と名前を変えましたけれども、ちょうど私が委員長の時でしたけれども、それはぜひやったほうがいいかなと思っております。ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。

よろしければ、今、幾つか御意見。

ごめんなさい。調布市の鈴木さん、お願いいたします。

○鈴木（克）委員 締め間際で申し訳ございません。

日頃からいつもいろいろお世話になっております。また、今回の取りまとめを、今、御報告を受けまして、本当にお疲れさまでございます。非常によくまとめられていた内容と率直に思います。

これは意見ではなく、少し感想に近いところです。

調布市の場合は、11児童館と1つ中高生の専門の児童館というところで運営をさせていただいております。

今、お話にありました、記載されている内容というのは、我々が大きく課題と思っているものが1つ2つあるかなと思ったところをお話しさせていただきたいと思えます。

まず、現状と課題なのですけれども、この中で、我々は学童クラブの入会保留児対策、学童クラブの待機児童対策では非常に悩ましいところもありまして、児童館の中に学童クラブを併設しております。その中では、ちょうど4ページの○の3つ目ですけれども、放課後児童クラブの利用児童が増加して、自由来館のこどもたちがなかなか遊べない。この状況というのは、現場からも非常に多くの意見をいただいているところであり、今後の大きな課題であるとまず認識しているところと、あわせて、今後児童館を知らないこどもや家庭へのアプローチというのも非常に必要になってくるのではないかなと認識しております。

次は7ページぐらいになると思うのですが、今後の児童館のあり方の中では、中高生世代の居場所としての児童館機能といったものも非常に市民の方々からも求められております。

加えて、ちょうど○でいうと4つ目になります。今までも皆様方が議論されてきたソーシャルワーク的な福祉的な課題に通じる部分でありますけれども、ヤングケアラーの問題なども非常に行政側としてこれから進めなければいけない大きな課題というところでは、どう抽出してやっていくのかということ、多様化する時代の中では非常に求められているところとっております。

先ほども触れましたけれども、こういった福祉的課題、児童館とは別に困難なこども、若者に対する様々な課題もあるのも、必要とされながら、そういった居場所を新設として作ることがなかなか難しい時代の中で、既存の施設をうまく活用しながらやっていくということも、我々庁内で議論しているところでございます。

感想になってしまいましたけれども、そういったところも非常に盛り込まれたよい取りまとめと個人的に思いました。

以上でございます。

○柏女委員長 ありがとうございます。現場の問題感覚について御発言をいただき、ありがとうございます。

ほかはよろしいでしょうか。

では、よろしければ、児童館のワーキンググループの報告自体をひっくり返すような御意見は特にございませんでしたので、取りまとめはそのとおり、2章なりに報告書本体の中に入れさせていただくことにして、幾つか出た御意見、私も意見を言いましたけれども、それらについては、書くとすれば最後のほうの「おわりに」かどこかですね。そういったところにまとめて入れていくという方向は、「おわりに」のところは放課後児童対策に全体に関係する形になりますので、そこに入れていくこともできると思いますので、事務局のほうで整理をしていただいた上で、次回最終の取りまとめ案をまた出させていただいて、御意見を伺うという形にさせていただきたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

事務局もよろしいでしょうか。

では、それをお願いいたします。

それでは、次に議事の取りまとめ素案について、これについては事務局のほうからまた御説明をお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○里平課長 第11回から13回まで議論いただきました内容について、事務局で素案をまとめ、柏女委員長の下、御相談の上、本日提案させていただきます。

詳細については専門官から説明させていただきます。

○阿南専門官 事務局でございます。

資料2、取りまとめ素案について御説明をいたします。

全体の構成をまず御説明します。目次を御覧ください。

1ページから「はじめに」、3ページからIといたしまして1つの章としております。この章では、本専門委員会で扱いました放課後児童クラブの喫緊の課題について記載をしています。まず、専門委員会の当初に御確認いただきました大きく3つの論点について整理をし、14ページに「4. その他の課題」といたしまして、委員会でいただいたそのほかの意見をまとめていきたいと考えております。

17ページから、先ほど御報告をいただきました「児童館について」を第II章というような形で表現しております。ただし、先ほど御報告いただきましたワーキングの取りまとめのほうにも、「はじめに」あるいは「おわりに」がついておりますので、全体と重複するところがありますので、必要に応じて文言の修正をさせていただければと思っております。先ほどの議事の御意見を参照いたしまして、次回、事務局案を提示させていただければと思っております。

18ページに「おわりに」といたしまして、その後ろに名簿等の関係資料、委員から御指示いただいた上で参考資料も適宜追加したいと考えております。

配付資料のほうには、議事の経過が分かるように、児童館のワーキンググループと同じように、専門委員会における主な意見として青字で御発言要旨を整理しております。専門委員会各回での御発言を事務局のほうでカテゴリーごとにまとめさせていただき、取りまとめ素案の構成に合わせて配置しております。こちらの青字の部分については、最終的な公表段階において落とすことを事務局としては考えております。

それでは、項目ごとに中身を御説明してまいります。

1ページが「はじめに」です。専門委員会の経過といたしまして、上から3つ目の○までまとめております。

特に2つ目の○では、中間取りまとめにおけるこどもの放課後生活における目指すべき姿として3つの視点を掲載しております。

上から4つ目の○では、現在進行しております新・放課後子ども総合プランについて書いております。

また、このページ最後の○では、このプランにおける令和5年度末までの4つの目標を記載しております。

2ページに移ります。

1つ目の○では、本専門委員会再開の経緯といたしまして、新プランの最終年を迎える年に当たること、また、こども家庭庁において継続的な議論が行えるよう、喫緊の放課後児童クラブの課題について議論し、現段階ででき得る整理を行ったとしています。

2つ目の○では、昨今の新型コロナウイルス感染症に関する留意について、また、3つ目の○では児童館のあり方に関する議論を行った旨を記載しております。

このページ最後の○ですが、こども家庭福祉の領域からの取りまとめであるということ、また、放課後という用語の範囲についてお示しをしています。

3ページでございます。

「I. 放課後児童クラブの喫緊の課題について」としております。

「1. 放課後児童クラブの待機児童対策について」です。

1つ目の○は、放課後児童クラブの現状です。数字につきましては、本年5月1日現在の実施状況を現在調査中でございますので、公表次第差し替えさせていただき、文章も併せて修正したものを次回御提示させていただきます。

2つ目の○で、放課後児童クラブの待機児童の状況について記載しています。こちらの数字も同様に差し替えの予定です。

その下ですが、待機児童の考え方として、委員会でも御意見がございましたので、実施状況調査における定義等を記載しております。

4ページでございます。

このページは○は1つです。ヒアリングでもありましたが、利用できなかったこどもの中には、放課後児童クラブと同様に放課後児童支援員の安全管理下で過ごしている場合など、様々な状況があると考えられます。委員会でも意見がございましたとおり、待機児童の考え方の整理も必要と記載しております。

5ページです。

1つ目の○は、放課後児童クラブの実施場所のうち、学校敷地内が過半数となっておりますので、今後も議論が求められることを記載しています。

2つ目の○です。受け皿整備を引き続き実施することが求められることとともに、ほかの居場所の確保も含めて総合的に検討することが必要であるということを書いております。

7ページになります。

「2. 放課後児童クラブと放課後子供教室の一体型の推進について」です。

1つ目の○、新・放課後子ども総合プランにおける一体型の定義と現状について記載をしています。数字は実施状況調査に合わせて修正をさせていただきます。

2つ目の○では、一体型の効果について記載をしています。

3つ目の○ですが、一体型の推進や実施に関する課題について書いています。

4つ目の○では、一体型においても、放課後児童クラブの特性である生活の場ということ踏まえた育成支援の必要性について触れています。

最後の○では、放課後児童クラブ、放課後子供教室、両事業の目的や趣旨を正しく理解

することが重要であり、放課後児童対策の理念と重ね合わせて検討することが求められる
とされています。

10ページに移ります。

「3. インクルージョンの推進について」です。

1つ目の○は、放課後児童クラブでの障害児の受入状況です。繰り返しになりますが、
数字については今後更新させていただきます。

2つ目の○では、委員会での意見を基にしまして、放課後児童クラブにおける障害児の
受入れの課題について記載をしています。

3つ目の○です。ヒアリングでもありましたが、障害児の受入れには市町村で工夫がさ
れており、就労支援やインクルージョン（包容・参加）の観点から、多様な障害特性や医
療的ケアの状態への対応が求められること。

また、4つ目の○では、そのためにも、放課後等デイサービスとの連携や保育所等訪問
支援の活用を記載しています。

5つ目の○です。いわゆる医療的ケア児支援法における放課後児童クラブでの支援の責
務について記載しています。

6つ目の○です。インクルージョンが目指すものと、中間取りまとめで御指摘いただい
ている目指すべき姿のうち、地域共生社会を創出できるこどもと重ねて記載をしておりま
す。

このページ最後の○ですが、課題として人材確保について挙げております。

11ページに移ります。

1つ目の○でございます。発達の偏りなどを有する支援を要するこどもの存在について
触れています。

この項目の最後の○でございますが、放課後児童クラブにおける障害児、医療的ケア児
の受入実態について把握する必要があること、また、今後検討を進める際には利用者、当
事者の意見を聴取しながら行うことを期待している旨を記載しております。

続きまして、14ページに移ります。

「4. その他の課題」、括弧して（または、「今後の課題」）と仮でタイトルをつけて
おります。委員会の中でお出しいただきました検討課題について4点から5点ほどでまと
められたらと考えております。後ほど御意見をいただけたら幸いです。

続きまして、17ページでございます。

先ほど申しましたとおり、児童館ワーキンググループの取りまとめをこちらで掲載して
はどうかという案としております。

続きまして、18ページでございます。

「おわりに」としまして4点入れております。

1つ目の○では、委員会の経過から、また、昨今の新型コロナウイルス感染症等につい
て触れております。

2つ目の○では、こども家庭庁におけるこどもの居場所づくりとの関係性について触れ、継続的な議論を望む旨を書いております。

3つ目の○においては、「特に」といたしまして、放課後児童クラブや児童館が持つ固有の機能である遊び及び生活の場における育成支援機能について、これを踏まえた議論を期待し、今後策定される、仮称ですが、こどもの居場所づくり指針と、現在ある放課後児童クラブ運営指針、児童館ガイドラインとの関係性の整理について触れております。

最後の○では、総合的な放課後児童施策の司令塔をこども家庭庁に期待することを書いて、まとめとしております。

長くなりましたが、取りまとめの素案の説明は以上でございます。

○柏女委員長 それでは、今後の議論の進め方についてお諮りをしたいと思います。

全体の構成についてもし御意見があれば先にいただいた上で、その後、各項目ごとに区切って御意見を頂戴していこうかなと思いましたが、各10分ぐらいになるかなと思いますけれども、そんな流れで進めていきたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

ありがとうございます。では、そのような形で、10分で必ず区切るわけではないのですが、そんなに延長しないような形で進めたいと思っていますので、円滑な議事に御協力をお願いしたいと思います。

まず、全体構成の在り方についてはいかがでしょうか。これはこれでよろしいでしょうか。

特に御意見がなければ、先に進めて、「はじめに」のところから入っていききたいと思います。

まず、「はじめに」のところ、ここはあまり御意見が出ないかなと思いますけれども、ここに何か御意見はございますでしょうか。

中間取りまとめで理念をしっかりと議論をしておりましたので、それは必ず入れておいて、そして、最後のところにも中間取りまとめの概要版などは入れておいたほうがいいかなと思っています。

「はじめに」については御意見はございませんか。

では、よろしければ、次から本題に入っていく形になりますけれども、まず第1番目の3つ目です。放課後児童クラブ、放課後子供教室での議論の中の「放課後児童クラブの喫緊の課題について」の1番、待機児童対策について、ここはいかがでしょうか。

小野委員、お願いいたします。

○小野委員 小野です。お世話になります。

今回この待機児童対策の問題を解消していく上で、受け皿の整備がまだまだ課題として残っているということで書かれているのですが、基本的には場所を確保していくことであったり、そこで関わる支援員を確保していくことであったりということを進めながら、待機児童の対策、受け皿を整備しながら進めていくということになると思います。

そうなる中では、希望者が多いわけですので、どんどん受け皿で受けたところの

規模が大きくなっていくということはやはり想像できる部分があるのですが、放課後児童クラブ自身は、それぞれ放課後の時間を過ごす生活の場として機能していきます。その役割を果たしていかなければいけないということになるのですが、毎日必要な時間を放課後児童クラブで過ごす子どもたちにとって、実はそこで過ごす子どもたちの集団の規模という考え方というのは、すごく大きい問題かなと思っています。大人数の中で過ごすことで疲れが出やすくなったり、落ち着かなくなったり、ゆっくり過ごしたいのという子どもの自分らしさを放課後の時間に保障できなくなったり、また別の部分で、プログラムに合わせて、大人でもないし、大人数だからこの生活をするよというプログラムを決められた形で生活をするようなことになりがち、なってしまう傾向というのがやはり懸念されるかなと思っています。

また、関わる支援員も、人数が多いことによって子ども一人一人を丁寧に見られないとかということにもつながってくると思いますので、関わる時間も本当に限られてくるということを見ると、設備運営基準でも支援の単位という考え方も放課後児童クラブの中では生まれているので、盛り込まれていることも考えると、子どもの集団の規模という視点というのを何らかの文言として盛り込めないかなと感じました。やはりその部分では、子どもが負担に思うことなく放課後児童クラブに通い続けられるような環境をしっかりとつくっていきえるようにということでも少し考えていけるかなと思っています、発言させていただきました。

以上となります。

○柏女委員長 ありがとうございます。ちょうど学校でも1クラスの子どもたちの数を減らしたり、保育所もそうですね。保育所も保育士の配置基準を上げるといった議論が今かなりわーっと起こっておりますけれども、考えれば、放課後児童クラブの支援の単位もあそこで合わせて考えていくというようなことも必要かもしれませんね。

ほかはいかがでしょうか。

ちょっとだけごめんなさい。3ページの1番なのですけれども、「放課後児童クラブの喫緊の課題について」と、これは「課題と施策の方向性について」としたらどうかなと思いました。そして、今、小野委員がおっしゃったような方向性を出すようなものについても、入れられるものについては入れていったらどうかなと思いました。

今。池本委員から挙がっていましたね。お願いします。

○池本委員 私は5ページの1つ目と2つ目の○なのですけれども、まず、上で過半数が学校敷地内や余裕教室とあるのですけれども、多分、放課後児童クラブとして使う時間も学校の時間と同じぐらいというか、それ以上なんていう報告もありますけれども、それだけ長時間利用するとなると、ここでタイムシェアという話なのですが、そもそも学校の使っている空間の設備というか、仕様というのですかね。それも放課後仕様にもうちょっとできないのかなと感じているところで、というのは、ドイツが放課後までというか、学校にいる時間が長くなったことで、校庭を放課後仕様というか、子どもの遊び場に、緑とか

遊びの空間に大改造するというような話があって、今は学校の校庭というのも学校の体育の授業用に作られている感じなのですけれども、それも放課後も使うことを想定して、もっとダイナミックに、それこそたき火ができるとか、水遊びとか泥遊びができるようにしてしまうという方向もあるし、あと、教室の特別教室なども、家庭科室も授業だけで使うのではなくて、放課後に調理ができるようにということも想定した作りをしていくとか、今あるものを借りているというのでは、タイムシェアとって学校用に作るのではなくて、放課後用に学校建築とか校庭の整備の在り方を考えるみたいなことは方向性としてどうかと個人的には思っています。

それから、2つ目の○で「他の場所の確保を含めて総合的に検討」とあるのですけれども、具体的に、例えば今、空きが目立ってきた保育所だとか幼稚園を活用するですとか、あるいは小規模な家庭的学童など、具体的な何か例示が入らないと議論が進みにくいかなと感じました。

以上です。

○柏女委員長 分かりました。ありがとうございます。

御意見を事務局のほうで拾っていただいて、必要な加筆修正を行ってください。できるだけたくさんの御意見を頂戴できればと思います。

では、静岡県の鈴木委員、お願いいたします。

○鈴木（安）委員 静岡県庁のこども未来課の鈴木と申します。よろしくお願いいたします。

待機児童対策についての受け皿整備というところで記載をいただいているところではあるのですけれども、以前、議論の中でも発言させていただいたかと思いますが、やはり受け皿を整備するのに合わせて、支援員の確保というところもしっかり入れていくべきではないかなと思っております。

課題としましては、受け皿を整備すれば支援が必要になる。支援員のなり手がなかなかないということと、質の向上も合わせて進めていかなければならない。さらに、本県の場合かもしれないのですけれども、支援員さんはどうしても高齢の方が多くということで、短期で辞められていくということで回転も速いということもありまして、なるべく支援の質の向上と支援の確保というところもしっかりうたっていただければなと思います。

以上です。

○柏女委員長 ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。

山野委員、お願いします。

○山野委員 ありがとうございます。

先ほど池本委員がおっしゃられたところで、同じような意見なのですけれども、主語が放課後児童クラブになってしまうのですが、取りまとめ自体は放課後児童対策に関する専門委員会の取りまとめなので、放課後児童対策という形で主語を考えたら、放課後児童ク

ラブというのはその一つなので、そういうふうに、ここで言うべきなのか、その他のところで言うべきなのかを迷っていたのですけれども、先ほどの池本委員と同じような発想なのですが、例えば放課後を豊かにするために、学校の敷地の中に、放課後児童クラブだけではなくて、こども食堂だったり、子育て支援の居場所だったり、例えばイギリスは、エクステンデッド・サービスという形で、学校の中がモールみたいになって、朝食サービスもハローワークの機能である就労支援も入り込み、乳幼児の触れ合いも入ったりというようなすごく多機能な放課後を豊かにするための機能が強化されています。主語がそちらだと捉えた場合です。児童クラブが主語ではないのですけれども、そんなふうにこの学校を使っていくというような将来展望みたいなものがぜひあればいいなと思っていたので、ここで発言させてもらいました。もしかしたらその他のほうがよかったのかもしれませんが、すみません。

以上です。

○柏女委員長 ありがとうございます。

今、山野委員もおっしゃってくださったように、このところは、放課後児童クラブということが上位概念としてなっているので、今おっしゃっていただいたこと、先ほど池本委員がおっしゃっていただいたことも含めてなのですが、14ページのその他の課題のところはまだ真っ白になっていますので、放課後児童対策について入れなければいけないことについてはここに入れていってもいいのですよね。

放課後児童対策の専門委員会の、いわばしっかりと方向性を出しているわけではないので、遺言という感じでここは入れていってほしいなという思いはあります。御検討ください。ぜひお願いいたします。

ほかにはいかがでしょうか。

金藤委員、お願いします。それから、安部委員ですね。

○金藤委員 ありがとうございます。

先ほど静岡県の鈴木委員がおっしゃられたかと思うのですが、支援員の確保、質の向上ということを入れていただくのであれば、児童クラブの支援員だけではないのですけれども、この放課後支援に携わるスタッフの労働条件の整備、向上ということもぜひ書いておいていただきたいと思っております。その議論はこの前の専門委員会でも重ねて出していると記憶しております。よろしく申し上げます。

○柏女委員長 ありがとうございます。

では、安部委員、お願いいたします。

○安部委員 安部です。ありがとうございました。

先ほど小野委員がおっしゃったことと関連するのですけれども、受け皿の整備ということで、いろいろな受け皿が今できていると思うのですが、これは放課後児童クラブと放課後子供教室以外の、例えば企業がやっているような放課後の居場所にも当然関係してくると思われれます。そうなった場合に、こどもの視点から見たときに、その場がこどもの放課

後の遊びや生活を保障できているのかどうかというのは一緒に考える必要があると思うのですけれども、これはこの受け皿のところ、待機児童対策のところに入れるか、それか最後の「おわりに」のところの課題に入れていくのでしょうか。放課後児童クラブと放課後子供教室以外の放課後のこどもたちがいる場所についても検討する必要があるのかなと思います。

以上です。

○里平課長 認可外という考え方ですかね。

○柏女委員長 今のは認可外の話ですか。認可外の学童に限定ならば、もしかしたらここで触れてもいいのかもしれないと思ったのですけれども。

○安部委員 広く民間の学童です。

○柏女委員長 民間の学童ですね。いわば届出をしていない。

○安部委員 それも入ると思います。

○柏女委員長 ということであれば、待機児童対策という話なので、ここのところでもいいかなとは思いますが、もう少し幅広いことであれば、放課後子供教室とかそちらのほうまで含めてということであれば、4番目のその他の課題のところでもいいかなと思ったのですが、趣旨が分かれば事務局のほうで整理してくれると思いますので、そこはお任せするような感じにしたいと思います。

まだまだ大丈夫ですが、ほかはいかがですか。ここはよろしいでしょうか。

よろしければ一体型のほうに移りたいと思いますが、ここも意見はかなり出るかなと思っておりますが、7ページのところになります。どなたからでもどうぞ。御意見を願います。

これは現状の説明とかが中心になっているので、皆様方でもう少し方向性を打ち出せないかなという感じはしているのですけれどもね。

池本委員、お願いします。

○池本委員 私も一体型について、この間の文部科学省さんのお話で、住民が主体でそういうプログラムを提供していくというところだという話を伺いまして、そうすると、今、自治体でよくある、要は親が働いていないこどもとも一緒に交流できるという居場所みたいなものは、放課後子供教室とは別物なのだなということが分かってきて、今、自治体が行っている一体型というか親が働いていないこどもが校庭などで活動するという場所というのは、先ほどの児童館は屋外も含むとなると、そこは児童館なのではないかなみたいなことを感じて、もし館ということ必須としないのであれば、誰が来てもいいというような児童館的なものを校庭で行っていくということとしたらどうか。一体型という放課後子供教室と放課後児童クラブの中間的なものを普及させていくのであれば、そこも児童館の制度の中に取り込むほうがすっきりするのかなというようなことを感じて、今、議論がぐちゃぐちゃになって、私もなかなか整理ができていないのですけれども、実際に広島市か何かで校庭の中に児童館を作っているという自治体などもあって、そういう館も

ありながら校庭も使ってという活動になっていると思うのですが、学校から離れた児童館ももちろんいいのですけれども、校庭も児童館にしてしまうというようなことで、そこに放課後子供教室のような教室の機能を市民の協働で作っていくというほうが頭の中はすっきりすると、児童館というものの意味が世の中にきちんと認識されるのかなというところで、感想できちんとした整理ができていないのですけれども、一体化、一体化という言葉でとにかく一緒にするということがばかり言っていたのですけれども、もうちょっと機能的に分けて、それぞれ充実させていくということもあるかなと思って、まとまらないのですけれども、取りあえず以上です。

○柏女委員長 ありがとうございます。

先ほど山野委員がおっしゃったようなこともそれに関連しているかなと思うのですけれども、ここの議論は制度としての放課後子供教室と制度としての放課後児童クラブの一体化の議論にとどめておきたいなと思います。

今おっしゃったように、確かに私も学校の中に児童館があるのは知っていますし、そうすると、かなり有効な機能も発揮できるので、そういうようなものを考えていくというようにこととか、放課後の児童対策全体の中で児童館とかをどう位置づけていくか、そういう議論は提起しておくことは大事かなと思いました。

ほかはいかがでしょうか。

安部委員、お願いいたします。

○安部委員 安部です。ありがとうございました。

文部科学省の方がいらっしゃった際に、放課後子供教室は大人の学びの成果を活用する生涯学習社会教育の一環であるということをおっしゃっていたかなと思います。そうであるならば、これは中間取りまとめにおいて提示したこどもの放課後生活における目指すべき姿とは乖離するのではないかなと思います。池本委員がおっしゃったこととも通じることです。

もちろん制度を議論していると思うのですけれども、理念の部分のすり合わせが必要なかなというところが一つです。一体型を推進するのであれば、やはりこどもが単なるプログラムの対象となるのではなくて、こどもとともに一緒に放課後を考えていくような、最善の利益を保障していくような方向であるべきではないかなと思います。

以上です。

○柏女委員長 分かりました。それはこの中でしっかり加筆しておくことは大事なことだと思います。ありがとうございます。

小野委員、お願いいたします。

○小野委員 小野です。

この一体型の部分で、7ページの下の方の2つの○に関わってくるかなと思うのですけれども、両事業の目的や趣旨を正しく理解することが重要であるということで、それぞれの役割を持って、それぞれ事業として成り立っているわけですので、きっちり自分たちの役割

を認識しながら、連携を図っていくという視点をはっきり打ち出したほうが良いと思いました。一体型とかとって1つにまとめてしまうようなイメージではなくて、それぞれがそれぞれ持っている役割を果たしながら、こどもたちを真ん中に置いて連携していくような視点を盛り込んでおくのがいいかなと思いました。

以上です。

○柏女委員長 5番目のところがやや抽象的過ぎるので、ここは理念も含めてもう少し具体化していきたいと思えます。ありがとうございます。

調布市の鈴木さん、そして、金藤委員、お願いします。

鈴木委員、お願いいたします。

○鈴木（克）委員 ありがとうございます。

2番の2つ目の○の中で、地域住民による多様な教育プログラムを体験できるという表現がございますけれども、我々も今、放課後子供教室事業を行っていますが、地域住民だけではこのような教育プログラムや体験ができる場というのはなかなか難しく、さらに幅広く求めるところであれば、地域の企業さんですとか団体さん、あるいは学生さん、そういった方々を活用して、多様な教育プログラムを行い、魅力ある、行ってみたい、それはやってみたいよねというような幅の広がりを見せる仕組みづくりを今やっております。そういう意味では、こういった表現よりももう少し広がるようなイメージの表現のほうがよろしいのではないかなと感じました。

以上です。

○柏女委員長 ありがとうございます。

では、金藤委員、お願いいたします。

○金藤委員 文部科学省の郷家様がいらっしゃるの、御説明いただいたほうが良いかとは思いますが、私の理解では、やはり放課後子供教室もこどもを主体とした放課後支援だというのは大原則だと思っております。その支援の中に地域の方々がこれまで学んでこられた学習成果を生かす場としても御活用いただく。また、地域全体でこどもたちを育む仕組みづくりを目指しているのだというところでは、私は放課後児童クラブと放課後子供教室というものの共通性は非常にあると認識しております。

従って、全く別物なのだから、別々の趣旨を書いて、できる範囲で協力すればいいのではないかというのは、私は目指す方向として違っているのではないかと思いますし、そのような議論には非常に違和感を感じております。ここについては郷家様の御意見、コメントをぜひ頂戴したいと思っております。

また、今の調布市様の御発言については、地域というものが、前回は申し上げましたけれども、所・番地で規定されるものではないということ。つまりその住所に住んでいる人だけが地域住民ではなく、当然関係する企業、団体、組織、あるいは研究機関、大学等、あらゆる方々がいればオールジャパンで、志のある方々がつながってこどもたちの放課後支援をするという概念として「地域」というものを我々は捉えるべきではないかと思っております。

おります。

以上です。

○柏女委員長 ありがとうございます。先ほど調布の鈴木委員がおっしゃっていただいたことを例示として挙げておくのも、一つの分かりやすさを求めると、そうなるかもしれませんね。

郷家室長は何かございますか。

○郷家文部科学省室長 ありがとうございます。

今、金藤委員がおっしゃったとおりなのでございますけれども、もしかしたら前回の説明のときに誤解があったかもしれないのですけれども、放課後子供教室ですので、今回の素案の最初の「はじめに」のところにも書いてもらいましたけれども、こどもの生きる力の育成、自主性や社会性や自立を育むための手段として、地域の方々、それは地域住民だけではなく、当然企業の方も含め、学生も含めて、多様な方々による学校以外のところでの学びというものもしっかりやることが重要ということで、大人のための学び云々というものはもう一つの目的としてあるのですけれども、もちろん子どもというものがまず最初にあるということはここで申し上げたいと思います。

その上で、我々は教育を通じて地域を活性化するというのもこの事業の目的として挙げております。そのときに、地域の活性化となりますと、やはり地域の方々による参画によって子どもたちを育成し、それがまた地域の活性化にもつながっていく。こういうふうにつながっていますので、そこで地域住民ということを我々は口を酸っぱく言っているということでございますけれども、ただ、なかなか自治体の中では地域の方々を集めるのが大変だという声もたくさん聞いております。ただ、それを諦めるか、やるかどうかというところで、我々はやってもらうためにコーディネーターとかそういう方々にしっかり支援をしているという状況があるのですが、そうではなく、居場所をつくるということを取るかどうかということの違があるのかなと考えております。

以上でございます。

○柏女委員長 ありがとうございます。

なかなか難しいところではありますけれども、そうは言ってもと鈴木委員が首をかしげていらっしゃいましたが、何かありますか。どうぞ。

○鈴木（克）委員 確かにおっしゃるとおりで、我々もそういうところを決して諦めているわけでもなく、求めているところなのですが、なかなか厳しいところもあるのかなというのは肌で感じているところがございます。目指すところはそのようなところではありますが、様々な角度、視点からいろいろ柔軟に考えていきたいと思っています。

以上です。

○柏女委員長 ありがとうございます。

山野委員、手が挙がりました。

○山野委員 ありがとうございます。

今のお話で、余計に混乱させるようなことになったら申し訳ないのですが、例えば私は内閣府のこどもの貧困のほうの委員もさせていただいて、皆さん御承知のように、さっきの居場所という話のほうになるのかもしれませんが、放課後を豊かにするという観点では、本当にこども食堂がすごく勢いよく、あるいはこどもの居場所のNPOだったり、地域の方々が勢いよくこのコロナ禍の中でもどんどん増えていっているのです。その辺りと孤独・孤立のほうの委員もさせてもらっていますが、そちらでもこどもの生きる力というところはすごくポイントになっているのです。

先ほどの議論で、どういう方向性を持っていくのかという辺りでは、今ある既存の放課後児童クラブと放課後子供教室の一体型の推進の議論の場所なので、またここで言うべきなのかどうか分からないのですが、先ほど金藤委員がおっしゃっていたような、もっとどうあるべきなのかみたいなところで考えて、そういったパワーも使いながら、今、郷家さんがおっしゃられた、なかなか地域が参画しないというなかで、片一方では、そんなふうに地域でどんどん活動が生まれたり、地域支援の人や集まる人々が励まし合ったりしている。本当にわくわくする活動の場が地域レベルの各地で開かれています。そんなことをどうつながっていくのか、一緒にやれるのかみたいなことは理念としてもうたっていく必要があるのではないかなと思いました。

○柏女委員長 ありがとうございます。

先ほどからとても大切な意見交換が続いているかと思います。率直にここにこんな意見がある一方で、こういう意見もあるという形で整理していったらどうかかなと思いました。そのほうがこども家庭庁にしっかりとつながる遺言になるのではないかなと思いましたので、そういう形で、ここは簡潔過ぎるので、言ってみればA4で2枚ぐらいになるのではないかなと思いますので、それを御検討いただければと思います。

ほかはございますか。

次に行ってもよろしいでしょうか。インクルージョンのほうに進めたいと思います。どなたかございましたらお願いいたします。

植木委員、金藤委員、お願いします。

○植木委員 植木でございます。よろしくお願いいたします。

10ページ一番下の○です。障害児の育成支援について、専門的知識・技術を持つ職員の確保には困難があると。これは専門委員会の中で確認した内容でした。この表現をもう一步踏み込んでもいいかなという感じがいたします。困難があるということは確認した。であれば、現場の職員やスタッフがそうした専門的知識や技術を持つための養成であるとか、確保の方策といったものを検討するぐらいの文言を付け加えてよろしいのではないかなという気がいたします。

以上でございます。

○柏女委員長 ありがとうございます

金藤委員、お願いいたします。

○金藤委員 ありがとうございます。

こちらの記載で、障害を有する子どもたちや医療的ケアが必要な子どもたち、また、その保護者への支援がさらに必要であるという記述がなされているのは大変よいとは思っております。

ただ一方で、この節のタイトルが「インクルージョンの推進について」となっておりまして、このままではインクルージョンの意味が狭義に捉えられる、そういった誤解を招きかねないのではないかという危惧を抱きました。もちろんこの専門委員会では障害のある児童、子どもたち、あるいは医療的ケアの必要な子どもたちと話し合いましたけれども、社会的包摂という概念の観点から見れば、インクルージョンというものはもちろん障害のある児童や医療的ケアの必要な児童は含まれますけれども、さらに社会的・文化的に恵まれない子どもたちのケアをどうするのかという点を入れておかないといけないのではないかなと思います。先ほど山野委員から貧困というお話もありましたけれども、インクルージョンは障害の有無のみだけでなく、性別や人種、民族や国籍、社会的地位、さらには経済的格差による貧困など、様々な困難な状況に置かれるこどものケアを対象としないと、「インクルージョンの推進」というタイトルの節としては不十分であるように思うからであります。

もし障害のある児童あるいは医療的ケアを必要とする児童の対策、あるいはその推進ということであれば、そういうタイトルにするべきであるし、インクルージョンの推進というものであれば、今申し上げたようなものまで含めた社会的・文化的に恵まれない青少年に対する対応も今後の放課後児童対策の重要なテーマであるということをぜひ加筆いただきたいです。御検討いただければ幸いです。よろしく願いいたします。

○柏女委員長 ありがとうございます。

根本のほうに入ったのですけれども、これまで行ってきた最初のときの議論では、いわゆる障害のある子どもたちに限定したインクルージョンの話でしたか。ということであれば、ここはやはりそれでくりましようか。

○金藤委員 だとするならば、それが分かるようなタイトルにしないと、誤解されると思うのです。

○柏女委員長 おっしゃるとおりだと思います。

障害のあるこどものインクルージョンとかと表現した上で、そして、最後のところで、「おわりに」のところになるかもしれませんが、今回議論はしなかったけれども、社会的なハンディキャップを持った子どもたちのソーシャルインクルージョンも大事だということにも触れておくことはあるかなと思いました。ありがとうございます。

光真坊委員の次に山田委員、お願いいたします。

○光真坊委員 ありがとうございます。全国児童発達支援協議会の光真坊でございます。

私からは、障害児支援の立場から少しお話をさせていただければと思います。

まず、2つ目の○になりますけれども、「職員体制を理由に受入れが困難であったり、

障害特性に応じた対応ができずに退所を余儀なくされている」と。それは多分事実としてあるのだろうと思いますが、「多くの課題があると言える」というぼんやりとした表現になっていますので、どこが問題なのか、何が課題なのかを明らかにする必要があると思います。もし、職員体制の問題であれば明記すべきだと思いますし、質の問題、対応というところであれば、そこをしっかりと書いていくということが大事だと思います。そのことが、他の委員もおっしゃられた、人員確保をどうするかとか職員の育成をどうしていくのかということにつながっていくのだろうと思います。

3つ目の○ですけれども、これは文言になります、「多様な障害特性や医療的ケアの状態への対応が求められる」の文中に「状態」と書かれています。障害者基本法の障害者の定義では「状態」と書かれていますので「状態」でもいいと思いますが、「医療的ケアの状態への対応」という言い方はあまりしないのではないかと思いますので、このところはなじみのある言い方で書けるといいと思います。

4つ目の○になります。これは以前、インクルージョンの推進の検討のところでもお話をいたしました。放課後児童クラブに横並びで「放課後等デイサービス」とか、放課後児童クラブを支援するアウトリーチ型の「保育所等訪問支援」という障害児支援の類型が書かれています。実は相談支援が非常に大事なポイントだと思っています。支援全体のコーディネート、家庭と学校、地域の事業所と結びつけていく、もしくは、児童クラブと放課後等デイサービスが併用されている場合は、本当にそれが効果的なのかなどについて、やはり広い視野から見られるのが相談支援だと思いますので、ぜひ「障害児相談支援」を入れていただきたいと思っています。

あと、もう2つです。これも文言の問題になりますけれども、「一方で、障害児の育成支援について専門的知識・技能をもつ職員」と書かれています。障害児支援をしているほうからすると少し違和感がある表現になっています。障害児の育成支援に関する専門的技術なのか、それとも障害の特性とか支援に関する専門的知識とか技術なのかが分かりづらい。恐らく、後者と育成支援を絡めながらしっかりとやっていくということだと思っております。障害児の育成支援に関する専門的知識・技術となると、そういう方々はなかなかいないですし、イメージがつきにくいのではないかと思います。

最後の○になりますけれども、今後の実態把握のことについて書かれています。これについては、こどもの意見を聴いていただくということはもちろん書いていただいているのでありがたいと思いますが、保護者や職員とかの関係機関の意見を聴取して議論されることも書かれていますので、うがった見方をすると、保護者や職員の意見が中心になってしまうことにならないか心配しています。できればここはこどもを中心として議論していくというようなことが伝わるような文言にさせていただけるとありがたいと思います。

たくさんになってしまいましたが、以上です。

○柏女委員長 ありがとうございます。具体的な文言の修正なども御意見いただきまして、ありがとうございました。

どうしてもこの放課後児童クラブ対策の議論になると、育成支援という用語が出てくるのですけれども、療育の世界では発達支援であったり、それぞれの専門分野でどういうものを育成支援と言うのか、どういうものを発達支援と言うのかという用語が確立しておりますので、そういう意味では育成支援と言われると発達支援のほうからは違和感があるというのはそのとおりだと思います。難しいところだと思いますけれども用語も必要ならば注書きをするなどして入れていくことも必要なのかなと思いました。ありがとうございました。

では、山田委員、お願いいたします。

○山田委員 山田と申します。よろしくお願いいたします。

今、先生の話で、2つ目の○です。多くの課題があるというお話があったと思いますが、現場の関わっている者として、実際に障害児を受け入れる際に、今、車椅子のお子さんだったり、それから、全盲のお子さんがいたり、いろいろ障害を抱えているお子さんが、20年前ほどに開設した頃から比べますと増えているような気がしております。でも、やはり人の配置だったり、施設の整備ができていないということで、障害児のお子さんをお断りしている学童もありますし、実際にうちの学童でも、全盲のお子さん、そして、身体障害者と複数の障害を抱えたお子さんが転々として来られています。点字ブロックがあるわけでもありませんし、専門性を持った職員もおりませんが、そういう中でも障害のあるお子さんにとっても学童クラブは居場所になっておりますので、そういう意味で、自分たちのできる範囲で障害のあるお子さんをお預かりしてきました。

そういう意味での課題というのは、施設の問題というののもかなりあるのではないかと。市内の学童では、車椅子のお子さんがあることで、スロープをつけたり、トイレを整備しなければならないというようなことで苦慮されている学童もあるということをお伝えしておきたいなと思いました。

それから、障害があるお子さんで放デイに通って併用しているお子さんもいるわけですが、もちろん連携は重要だと思っておりますし、連携は取っておりますが、なかなか連携だけではそのお子さんと関わるのが難しい場合があります。

それから、そういう障害児を受け入れる際に、職員研修だったり、市内・県内で勉強会などもしているわけですが、なかなかそれだけではうまく関われないということで、やはり専門家、アドバイザー的な方が学童に入っただけだと、現場を見ていただいて指導していただけると、我々指導員としてはすごく助かるなという部分があります。

現場の現状をお伝えしました。ありがとうございました。

○柏女委員長 ありがとうございます。

では、安部委員、お願いいたします。

○安部委員 安部です。ありがとうございます。

10ページの5つ目の○なのですけれども、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律に関して、放課後児童健全育成事業者には適切な支援を行う責務が課されたと思

うのですけれども、これをこどもの視点から見たときにどうかなと考えました。例えば児童館の中に放課後児童クラブがある場合もあると思うのですが、そうなったときに、放課後児童クラブではケア、適切な支援が行われるけれども、児童館の部分にはそこがかかってこない。法の中では児童館は入っていないので、そうすると、こどもの目線から見ると連続していないと感じるのではないのでしょうか。今後の法の見直しに向けて児童館もここに入れられるような方向性を示せないかなというのが1点目です。

もう一点が、11ページの2つ目の○なのですけれども、ここで実態把握というのが出てきているかなと思います。同様に児童館でも実態把握、実態調査が必要なのではないかなと考えているところです。先ほど光真坊委員がこどもの意見、こども中心でということをおっしゃっていましたが、私もそれに対しては賛成です。

以上です。

○柏女委員長 ありがとうございます。

障害のあるこどものインクルージョンの推進についてのところはこれでよろしいでしょうか。

また最後というか、次回もう一回議論のできる場所がありますので、たくさん御意見を頂戴しましたので、事務局のほうでこれにプラスしていただくという形でお願いしたいと思います。

次ですが、14ページ、その他の課題、先ほどの話でここに入れていくような意見が出ましたけれども、委員会の中で各委員から放課後児童施策を考えていく上での検討課題を提起されたので、以下にまとめておくという形で、ここはしっかりとした議論は行われなかったけれども、でもこういう課題があるのだということを並べておくところになるかと思えますので、いわばこども家庭庁への引き継ぎ事項という形になるので、ここは放課後児童対策の居場所づくりそのものを議論するわけではありませんけれども、放課後児童対策に関連する事項の中では触れておきたいと思っております。

幾つか今まで上がってまいりましたので、まとめることはいたしません、それに加えて、何かあればお願いをしたいと思います。この部分についてはいかがでしょうか。

田中委員ですね。田中委員の次に池本委員、お願いいたします。また、光真坊委員、お願いいたします。

○田中委員 愛媛県砥部町の田中です。お願いします。

その他に入るかどうか分からない部分もあるのですけれども、砥部町の場合は、放課後児童クラブの待機児童となりますと4年生から6年生の方がほとんどというようなところで、3年生までは何とか放課後児童クラブのほうには入れているよという状況です。

あと、学校に放課後児童クラブのプレハブ棟を建てておりますので、学校内にあって、児童館は違う場所にあるというところ。場所がなかなか増やせないというような問題、それから、支援員さんなども高齢、それから、先ほどもおっしゃられていたかと思いますが、支援員さんもどんどん変わってってしまうというところで、質というか、インクル

ージョンの話などもなかなかついていけないというか、そういう意識がはっきり共有できていないような方もやはり中には出てくるなどいろいろな問題が出ている状態です。

そのような中、現在、試験的にチャレンジしてみているのが、デジタルを使って、例えば小学校の高学年、4年生から6年生まではデジタルの世界でつながることで高学年の児童クラブの補完ができないかということで、地元の大学の教育学部の先生と生徒さんがメタバースというかデジタルの世界でいろいろ取り組みをしてくれています。そこに子どもたちに来てもらって、宿題を見てもらうとか、プログラミングの勉強を一緒にしてみるとか、そういう時間を夕方4時から6時まで、大学生の方がメタバースの空間に来てくれているので、そこに子どもたちが入ってくる。自宅からも入れますし、児童館にパソコンを設置して、児童館に来てもらって、そこから子どもが入って学生たちといろいろやってみるといようなことにチャレンジしてみました。

非常に面白いなと思ったのが、不登校のお子さんが児童館に来てくれたり、なかなかじっと座っていることができない、小学校でも児童館でも長い間座っていることができないというような子も来てくれたりしたのですが、この子もすごく長い時間席にじっと座っていたということで、児童館の支援員の方も非常にびっくりしていたといようなこともありました。そういうデジタルのところでも何か可能性が、これからできないかなといことでいろいろ試しているところです。

デジタルになると、支援員さんなども1人、2人入ってくれたら、かなり何人かのお子さんでも対応でき、場所も必要ない。自宅からでもいいし、児童館からでもいい。それから、地域のつながりといようなところでも、地域の方にもそこに入っただけ。あと、企業さんでも子ども向けのいろいろなプログラムをしている企業さんもありますので、例えば一緒に共同していただければ、教育のプログラムとかいろいろなプログラムを提供していただけると、そういったところとのつながりもできるかなと思しながら、今、試行錯誤といつか試験的に何回かチャレンジをしているところです。

この辺り、その他の中で触れていただけるとうれしいかなと思いました。以上です。

○柏女委員長 ありがとうございます。貴重な実践をされていらっしゃるんですね。何か新たな可能性もあるのではないかなと思いました。ぜひここに加筆して、そういう必要性といようなことも入れていくようにしたいと思います。

次が池本委員ですね。お願いいたします。

○池本委員 先ほど障害がある子どもを受け入れる際に、現場がいかに御苦労されているかというお話を伺って、受け入れる際に、ニュージーランドのそういう支援のことを調べたときに、誰でもそれを受け入れるというのが当たり前で、受け入れなくてはならないというルールなので、自治体とか、ニュージーランドですと国ですけれども、そこがどういうふうにしたらこの子がそこに通えるかということで、施設改修だとかスタッフだとかということも行政がそうやって手をかけるというところがありまして、やはりそこがないと、実質的には現場だけでやっていくというのは限界があって、そこをもっと手厚くしていく

ということが必要ではないかなと感じました。

あと、国連の障害者権利委員会からも日本はインクルージョンができていないということが指摘されたというようなことも踏まえて、ですから、こども自身がそういうところで通う権利があるのだというようなことも少し書き込めないかなと思いました。

それから、もう一つ、先ほど学校の空間づくりのことも少しお話ししたのですが、この間学校の中にこどもたちが自分たちでツリーハウスを作ったというユーチューブ動画を見て、そんなことがどこでもできるようになったら学校も楽しくなるし放課後も楽しくなるのになと思って、そんなことをやるのだったらうちの道具を使ったらとかと地域の人たちも参加してくれるのではないかと、それはなぜかという、こどもたちが作ると、そこが自分たちの場所だと感じられるという効果があるので、今は施設があつてそこにこどもがはめ込まれるような、施設に収容されるみたいなイメージがどうしても伴うので、そうではなくて自分たちでこどもたちとか地域で居場所づくりをしていくというような感じが放課後に出てくるといいなと思いました。

以上です。

○柏女委員長 ありがとうございます。

では、続いて光真坊委員、お願いいたします。

○光真坊委員 ありがとうございます。全国児童発達支援協議会の光真坊でございます。

私からは今後の議論の期待するところなのですが、放課後等デイサービスは障害児通所支援の枠組みにありますけれども、これも名のとおり、放課後もしくは長期休暇中のこどもたちの居場所、もちろんリハビリテーションのような発達支援をしているところもありますが、多くのところは、そこで遊んだり、生活をともにしたりしながら育ち合っている場所です。

今後の放課後対策としての議論の中には、垣根を越えて障害のあるこどもも含め全てのこどもが放課後をどういうふうにして過ごすのかということについて議論していただけないかなと考えています。初めから絶対に一緒にしなくてはいけないのだというような意見もあるかもしれませんが、私たち放課後等デイサービスに関わっている人間からすると、障害のあるお子さん同士でグループをつくって話をしたり、活動したりするのが非常に楽しいというお子さんたちもいらっしゃるのも事実です。それは駄目なわけではなくて、子どもの権利条約では、自分の意見を言って、集まったり、いろいろな活動をしていくということは保障されているわけです。これは絶対に放課後等デイサービスではないとできないということではありませんけれども、そういうことも含めて、必ず一緒に活動することだけではなくて、いろいろなバリエーションとして放課後の充実というのが検討されるといいなと思っております。

以上です。

○柏女委員長 ありがとうございます。

そのほか、よろしいでしょうか。

水野委員、お願いいたします。

○水野委員 育成財団の水野と申します。

15ページになりますが、学校等の関係というところでございます。コロナ禍や災害のときの連携強化という記載がありますけれども、一体化のところでも少し学校ともという部分が出てきましたが、この辺りが、放課後ですので、学校からすると学校の終了後のこどもたちということになりますけれども、その部分を連携というか、しっかりと同じ視点、同じ目線でこどもたちを見守るですとか、場所を貸すですとか、学校内を有効活用できるとか、その辺りの連携ができるようになるというのかなということで、少し学校との連携強化の部分をうまく盛り込めないかなと感じました。

以上です。

○柏女委員長 分かりました。ありがとうございます。

そのほかにはいかがでしょうか。

清水委員、お願いします。

○清水委員 清水です。お願いします。

全体的な話で何点か感じたところがありまして、放課後児童対策として、量的な話を後半は行ってきましたけれども、中間取りまとめまでのところまでは少し質の話も出てきたのではないかと思います。量的な話をすれば質的なところに議論が行くということもありましたので、今後、質的な点も議論が必要なのではないかと思います。

2つ目が、更なる安全管理や、放課後児童対策に関わる大人のこどもに対する不適切な対応に対する具体的な対処を今後議論していく必要があるのではないかと思います。

3つ目は、これは感想ですが、田中さんの事例のようにメタバースを活用した遊びなど、遊びの見方のアップデートの必要性も今後期待したいと思っております。

以上です。

○柏女委員長 分かりました。今のような全体を通じた方向性については、こちらでやっているところは課題なので、具体的な一つの大きな課題という形で整理させていただいて、「おわりに」のところでも今のような今後考えなくてはいけない方向性みたいなことがあれば、そちらのほうにも書いていくという形にしていきたいと思っております。事務局のほうでその辺は整理してくださると思っております。どちらかに入るのはないかなと思っておりました。ありがとうございます。

山田委員、お願いします。

○山田委員 これは以前から出ていた内容かと思いますが、先ほど水野委員からもお話がありました学校との連携についてです。コロナとか災害について、緊急事態が出たときに、学校は閉まったけれども、学童は朝から開けなければならない状況になったときに、情報が入らなくて対応が遅れたというようなことで、学校との連携についてはこれからも、課題なのかなということがあります。

もう一つは、学校施設を使えるようにというか、有効活用という話があるかと思っております

が、実際に今、現場では、校庭が荒れるから自転車の乗り入れをしてはいけないとか、雨上がりは使ってはいけないとか、以前でしたら子どもたちが校庭で自転車を乗り回したり、いろいろと遊んでいたときがあったと思いますが、校庭がぼこぼこになるから乗り入れしないとか、そういう規制があるわけです。なので、先ほど池本委員からいろいろ海外のお話があって、学校の敷地内に児童館とかそんな事例もいろいろありましたけれども、現場では、学校を有効活用だったり、もちろん余裕教室が使えるというような地域もあるのかとは思いますが、なかなかそういかないところも現場としてはあるということです。

以上です。

○柏女委員長 ありがとうございます。

よければ、最後に「おわりに」のところで御意見があれば出していただいて。

山野委員、お願いいたします。

○山野委員 「おわりに」のほうになるのか分からないのですが、今の山田委員のお話も、現場とこうあるべきということのギャップみたいなものは本当にありながらの話なので、今後の方向性ということになるのかもしれないのですが、先ほど池本委員がおっしゃられた、例えば私も別の国の会議でも提示したのですが、フィンランドの憲法とか児童福祉というレベルでしたら、こどもの最善の利益というこどもの権利条約に基づいて支援しなければならないみたいな形になっている。ちゃんと法的に規定されてきているのでしょうか、いかに権利を大事にするかという形をつくっている。やはりそこがないと、今日のお話も、努力されている現場とそれを後押ししていくということがなかなか一体化しない。今の学校との連携も、私もスクールソーシャルワークという切り口で学校と本当に日々日常やっていますが、皆さんのおっしゃられるとおりでと思うのです。でも、それは一つの学校だったり、一つの放課後児童クラブの問題では決していないと思うので、全体としてこどもの最善の利益とかこどもを支援しなければならないという観点で、どんなふうに仕組みをつくっていくのか、連携の網をつくっていくのかというのを今後しっかり法的なところも含めてかちっとしていく。そこまで来ているのではないかと。

私もコロナの影響調査を厚労科研で行い、前もお伝えしたかも知れませんが、9割のこどもが不安、ストレスを感じている。9割です。そんな中で、自殺する児童、生徒が100名増えていて、不登校が2万4000件増えているという実態です。今、学校現場へ入ると、コロナによる不登校という欠席はどここの学校でもとても多く出ているのです。なので、私はあまり悠長なことを言っていられなくて、いかに放課後を豊かにしていくかということが、働いておられる方が多いので、放課後ということはすごく重要だと思うのです。だから、学校教育ももちろんなのですが、そことうまくリンクしていくような、法的なところも含め、検討していくべきではないかと。そこはぜひ書いていただけたらなと思いました。

以上です。

○柏女委員長 分かりました。ありがとうございます。恐らく「おわりに」のところのほ

うが総合的になるかなと思いましたが、それも考えたほうがいいかなと思いました。

小野委員、それから、植木委員。そして、安部委員。この順でお願いしたいと思います。

○小野委員 小野です。

時間もあれなので簡単にお話ししたいのですけれども、中間取りまとめの議論を土台にしながら、今回の委員会の中で本当に放課後の時間、そこで過ごす子どもたちの意見をちゃんと聴いていくとか、それこそ子どもたちを中心として議論を進めていくとか、様々な場面で複数の意見からやはり子どもが主体者であることの意味というのをすごく今回話されていたと私は感じました。そういう部分でも、今後の放課後児童対策の部分を考えていく上でも、子どもの意見をしっかり聴きながら、子どもを中心につくっていくのだというところを「おわりに」にきっちり書いていって、申し送っていただけたいかなと思しますので、発言しました。

以上です。

○柏女委員長 おっしゃるとおりですね。賛成です。

では、植木委員、お願いします。

○植木委員 植木です。

18ページの「おわりに」の3点目の○です。各種の放課後児童対策は共通の機能を大事にしつつ、各論の固有の機能も併せて踏まえた議論が必要である。これは大変重要な部分だと思われれます。この中では、放課後児童クラブや児童館は遊び及び生活の場である。これは固有の機能だということですよ。ですから、ここは大変重要だということを踏まえて、その次に「また」ということで子どもの居場所づくり指針云々とありますが、ここは前半と後半はまたそれぞれ別な議論になりますので、前半は大事だと。後半の部分も独立して別項目で立てられるといいのかなと思いました。

以上です。

○柏女委員長 ありがとうございます。

安倍委員、お願いいたします。

○安部委員 安部です。

2点ございます。

まず1点目は、先ほど小野委員がおっしゃったことに賛成です。子どもに関することですので、子どもとともに考えていく方向性を打ち出す必要があろうかなと思えます。

もう一点は、そのための前提として、子どもに分かりやすい形でこの取りまとめをつくれなかなと考えました。大人が読む取りまとめと子ども版のような形で、子どもにも分かるような形での取りまとめができるといいかなと思いました。

以上です。

○柏女委員長 ありがとうございます

後半のほうはどうしますか。専門官は児童館から来られているからあれだと思いますし、また、委員の方からの御助言もいただく、あるいは鉛筆をなめていただくようなこともあ

るかもしれませんが、大事なことだとは思いましたので、考えてみたいと思います。
ありがとうございます。

ほかによろしければ、ここで一巡の議論を終わりにしたいと思いますが、よろしいですか。

今日は本当にたくさんの御意見を頂戴いたしました。駆け足でしたけれども、貴重な御意見を頂戴いたしましたので、それを基に事務局のほうで整理をしていただいて、今のは素案ですので、素案に加筆修正をしていただいて、次回にもう一度御議論をいただくという形にさせていただきたいと思います。

予定していた議事は以上ですが、今日御意見をまだ言っていないとか言い足りないという方は、御意見が発言できなかった部分があれば1週間程度で事務局のほうに御意見をお寄せいただければと思います。急いでしたところもありましたので、事務局のほうで今日頂戴した御意見と併せて1週間程度でいただいた御意見を取りまとめ案の中に入れていただければと思います。御協力をよろしくお願いいたします。

事務局もそれでよろしいでしょうか。よろしくどうぞお願いいたします。

それでは、予定した議事は以上ですので、次回について事務局のほうからお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○佐藤補佐 1点だけ補足です。本日一度、最初の資料の案内のときにもさせていただきましたが、参考資料2といたしまして、8月に開催したオンラインによる児童館のこどもたちの会議でどんなお話があったかということで、概要をつけさせていただきました。放課後児童クラブも併設されている児童館の方の御意見もございましたので、またお時間があるときにも御参照いただければと思います。

以上でございます。

○里平課長 議論をありがとうございました。

次回の日程につきましては、来年の2月8日水曜日、10時から12時を予定しております。最終回を予定しておりますので、取りまとめに向けて議論をお願いしたいと思います。

どうもありがとうございました。

○柏女委員長 2月8日、10時からということで、これが最終の取りまとめの回になるということです。御協力よろしくどうぞお願いいたします。

それでは、これにて閉会いたします。

どうぞ皆様、よいお年をお迎えください。ありがとうございました。